日調連発第３５１号
平成２８年3月２４日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応等に係る周知について(通知)

標記について、法務省民事局民事第二課長から当職に、別添のとおり要請がありましたので通知します。

つきましては、貴会所属会員へ周知していただきますようお願いします。

なお、下記の点につき留意願います。

記

1　特定個人情報の漏えい事案等における連合会への報告について

別添文書（平成 28 年 3 月 9 日付け法務省民二第 218 号）の下記 1 については、土地家屋調査士会員又は土地家屋調査士会による特定個人情報の漏えい等事案（以下「漏えい等事案」という。）が発生した場合には、連合会から法務省民事局民事第二課へ報告することとなります。

このことから、土地家屋調査士会員による漏えい等事案が発生した場合には、当該会員は所属の土地家屋調査士会へ報告するものとし、報告を受けた土地家屋調査士会は連合会へ報告されるようお願いします。また、土地家屋調査士会による漏えい等事案が発生した場合には、当該土地家屋調査士会は連合会へ報告されるようお願いします。

さらに、同文書の下記 2 については、土地家屋調査士会員又は土地家屋調査士会による「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」固有の規定に関する事案が生じたときは、当該土地家屋調査士会員又は土地家屋調査士会から個人情報保護委員会に直接報告することとなっておりますが、連合会においても状況を承知しておく必要があると考えますので、漏えい等事案が発生した場合と同様に連合会へ報告されるようお願いします。

2　土地家屋調査士会員への周知の際の留意点

個人番号（マイナンバー）の取扱い及び漏えい事案等が発生した場合の対応等に係る土地家屋調査士会員への周知に当たっては、別添文書中のリーフレットを会報等へ掲載するなど適宜の方法によることとなりますが、その際は、必ず上記１の取扱いを徹底するよう併せて周知願います。

［参考資料］

○　法務省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(平成 27 年法務省告示第 178 号)

○　法務大臣を主務大臣とする事業者において特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について

機密性２　完全性１　可用性１

法務省民二第２１８号
平成２８年３月９日

日本司法書士会連合会会長　殿
日本土地家屋調査士会連合会会長　殿

法務省民事局民事第二課長

特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応等について

特定個人情報（個人番号（マイナンバー）をその内容に含む個人情報）の漏えい事案等が発生した場合の対応等について，別添１のとおり特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則（平成２７年特定個人情報保護委員会規則第５号。以下「委員会規則」という。）が，別添２のとおり事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について（平成２７年特定個人情報保護委員会告示第２号。以下「委員会告示」という。）が，それぞれ定められましたので，お知らせします。

なお，個人情報の取扱いに関しては，法務省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成２７年法務省告示第１７８号。以下「ガイドライン」という。）第１０の７において，個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）違反又は同法違反のおそれが発覚した場合には，事実関係及び再発防止策等について速やかに法務大臣に報告するよう努めるものとされているところですので，個人情報の一つである特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合については，下記により御対応いただきますようお願いいたします。

また，個人番号の取扱い及び漏えい事案等が発生した場合の対応等について，別添３のリーフレットを会報誌等へ掲載するなど適宜の方法により，司法書士及び土地家屋調査士に対して周知していただきますようお願いいたします。

記

１　特定個人情報の漏えい等事案について

特定個人情報の漏えい等事案が発生した場合は,次のとおり対応願います。

なお，事案について報告する際は，適宜の様式又は委員会ホームページ（http://www.ppc.go.jp/legal/policy/rouei/）に掲載されている様式を参考に，民事局民事第二課に提出願います。

(1)　重大事態

委員会規則第２条各号に掲げる特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態（以下「重大事態」という。）が生じたときは，委員会告示３(2)に基づき，事案が発覚した時点で第一報として個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）に報告するよう努めることとされており，事実関係等が確定した段階で，委員会規則第３条第１項に基づき，確報として委員会に報告することとされていますので，下記２の事案を除き，当課に報告願います。委員会に対しては，当課から報告します。

(2)　重大事態以外

重大事態以外の特定個人情報の漏えい等事案が生じたときは，ガイドラインに基づき，当課に報告するよう努めてください。委員会に対しては，委員会告示２(2)に掲げる委員会に報告を要しない事案を除き，当課から報告します。

２　番号法固有の事案について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。以下「番号法」という。）第９条の規定に反して個人番号を利用した場合，同法第１９条で限定的に明記された場合以外で特定個人情報を提供した場合など番号法固有の規定に関する事案（委員会告示２(2)に掲げる委員会に報告を要しない事案を除く。）が生じたときは，委員会告示２(1)ウに基づき，事業者から直接委員会に報告願います。

○特定個人情報保護委員会規則第五号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十八条の四の規定に基づき、特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則を次のように定める。

平成二十七年十二月二十五日

特定個人情報保護委員会委員長　堀部　政男

特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則

（定義）

第一条　この規則において使用する用語は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態）

第二条　法第二十八条の四に規定する特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態は、次に掲げる事態とする。

一　次に掲げる特定個人情報が漏えい（不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）による漏えいその他法第十九条各号に該当しない特定個人情報の提供を含む。）し、滅失し、又は毀損した事態

イ　情報提供ネットワークシステム及びこれに接続された電子計算機に記録された特定個人情報

ロ　個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務を処理するために使用する情報システムにおいて管理される特定個人情報

ハ　行政機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人が個人番号関係事務を処理するために使用する情報システム並びに行政機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人から個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者が当該個人番号関係事務を処理するために使用する情報システムにおいて管理される特定個人情報

二　次に掲げる特定個人情報に係る本人の数が百人を超える事態

イ　漏えいし、滅失し、又は毀損した特定個人情報

ロ　法第九条の規定に反して利用された個人番号を含む特定個人情報

ハ　法第十九条の規定に反して提供された特定個人情報

三　個人番号利用事務実施者又は個人番号関係事務実施者の保有する特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を電磁的方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態となり、かつ、その特定個人情報が閲覧された事態

四　不正の目的をもって、個人番号利用事務実施者又は個人番号関係事務実施者の保有する特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を利用し、又は提供した者がいる事態

（委員会への報告）

第三条　個人番号利用事務実施者（個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者を除く。）又は個人番号関係事務実施者（個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者を除く。）は、前条各号に掲げる事態が生じたときは、その事態に関する次に掲げる事項を個人情報保護委員会に報告するものとする。

一　概要及び原因

二　特定個人情報の内容

三　再発防止のためにとった措置

四　前三号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会が定める事項

2　個人番号利用事務の全部若しくは一部の委託を受けた者又は個人番号関係事務の全部若しくは一部の委託を受けた者は、前条各号に掲げる事態が生じたときは、前項各号に掲げる事項を法第十条第一項に規定する個人番号利用事務等の委託をした者に報告するものとし、同項に規定する個人番号利用事務等の委託をした者は、前項各号に掲げる事項を個人情報保護委員会に報告するものとする。

3　法第十条第二項の規定により個人番号利用事務又は個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者とみなされた者は、前条各号に掲げる事態が生じたときは、第一項各号に掲げる事項をその事務を委託した者及び法第十条第一項に規定する個人番号利用事務等の委託をした者に報告するものとし、同項に規定する個人番号利用事務等の委託をした者は、第一項各号に掲げる事項を個人情報保護委員会に報告するものとする。ただし、法第十条第一項に規定する個人番号利用事務等の委託をした者は、委託の内容に応じ、法第十条第二項の規定により個人番号利用事務又は個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けたとみなされた者からの報告をその事務を委託した者を経由して受けることができる。

（雑則）

第四条　この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、個人情報保護委員会が定める。

附　則

この規則は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について
（平成 27 年特定個人情報保護委員会告示第２号）

特定個人情報保護委員会においては、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第５号。以下「ガイドライン」という。）を平成 26 年 12 月 11 日に策定・公表した。

ガイドラインの「第３－６　特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応」において、特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応については、別に定めることとしていたが、事業者における特定個人情報の漏えい事案その他の「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案が発覚した場合の対応について、次のとおり定める。なお、ガイドラインで用いられている用語については、その例による。

１．特定個人情報の漏えい事案等が発覚した場合に講ずべき措置

事業者は、その取り扱う特定個人情報（委託を受けた者が取り扱うものを含む。以下同じ。）について、漏えい事案その他の番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案が発覚した場合には、次の事項について必要な措置を講ずることが望ましい。

(1) 事業者内部における報告、被害の拡大防止

責任ある立場の者に直ちに報告するとともに、被害の拡大を防止する。

(2) 事実関係の調査、原因の究明

事実関係を調査し、番号法違反又は番号法違反のおそれが把握できた場合には、その原因の究明を行う。

(3) 影響範囲の特定

(2)で把握した事実関係による影響の範囲を特定する。

(4) 再発防止策の検討・実施

(2)で究明した原因を踏まえ、再発防止策を検討し、速やかに実施する。

(5) 影響を受ける可能性のある本人への連絡等

事案の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事実関係等について、速やかに、本人へ連絡し、又は本人が容易に知り得る状態に置く。

(6) 事実関係、再発防止策等の公表

事案の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事実関係及び再発防止策等について、速やかに公表する。

２．本告示に基づく報告

事業者は、その取り扱う特定個人情報に関する番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案を把握した場合には、事実関係及び再発防止策等について、次のとおり報告するよう努める。

(1) 報告の方法

ア　個人番号又は特定個人情報の漏えいなど主務大臣のガイドライン等において報告対象となる事案の場合

事業者が個人情報取扱事業者(注１)に当たる場合、当該事業者は主務大臣のガイドライン等の規定に従って報告する。この場合、報告を受けた主務大臣等(注２)又は主務大臣のガイドライン等に従い主務大臣等への報告に代えて報告を受けた「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 37 条第１項に規定する認定個人情報保護団体は、個人情報保護委員会にその旨通知する。

なお、これらの場合、主務大臣等の求めにより個人情報取扱事業者が直接個人情報保護委員会へ報告しても差し支えない。

(注１)個人情報取扱事業者以外の事業者が主務大臣のガイドライン等の規定に従う場合には、当該事業者を含む。

(注２)主務大臣のガイドライン等に報告先として規定されている個人情報保護法第 67 条、「個人情報の保護に関する法律施行令」(平成 15 年政令第 507 号）第 11 条の規定により事務を処理する地方公共団体の長等を含む。

イ　個人情報取扱事業者以外の事業者又は主務大臣が明らかでない個人情報取扱事業者における個人番号又は特定個人情報の漏えいなどの事案であって、報告する主務大臣等を直ちに特定できない場合

個人情報保護委員会に速やかに報告する。

ウ　その他、個人番号の利用制限違反など番号法固有の規定に関する事案等の場合

個人情報保護委員会に速やかに報告する。

(2) 個人情報保護委員会への報告を要しない場合

個人情報取扱事業者以外の事業者にあっては、次の全てに当てはまる場合は、個人情報保護委員会への報告を要しない。

①　影響を受ける可能性のある本人全てに連絡した場合（本人への連絡が困難な場合には、本人が容易に知り得る状態に置くことを含む。）

②　外部に漏えいしていないと判断される場合

③　事実関係の調査を了し、再発防止策を決定している場合

④　「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則」（平成 27 年特定個人情報保護委員会規則第５号。以下「規則」という。）第２条に規定する特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態（以下「重大事態」という。）に該当しない場合

３．番号法第 28 条の４に規定する重大事態等に関する報告

(1) 規則に基づく報告

２の番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案のうち、重大事態に該当する事案については、事業者は、番号法第 28 条の４の規定に基づき、規則の規定に従って個人情報保護委員会に報告する必要がある。

(2) 本告示に基づく報告

事業者は、重大事態に該当する事案又はそのおそれのある事案が発覚した時点で、直ちにその旨を個人情報保護委員会に報告するよう努める。なお、複数の事業者から特定個人情報の取扱いの委託を受けた者において、当該複数の事業者の特定個人情報について重大事態に該当する事案又はそのおそれのある事案が発覚した場合は、当該委託を受けた者から直接個人情報保護委員会に報告することを妨げない。

（参考）規則に規定する重大事態

一　次に掲げる特定個人情報が漏えい（不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）第２条第４項に規定する不正アクセス行為をいう。）による漏えいその他番号法第 19 条各号に該当しない特定個人情報の提供を含む。）し、滅失し、又は毀損した事態

イ　情報提供ネットワークシステム及びこれに接続された電子計算機に記録された特定個人情報

ロ　個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務を処理するために使用する情報システムにおいて管理される特定個人情報

ハ　行政機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人が個人番号関係事務を処理するために使用する情報システム並びに行政機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人から個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者が当該個人番号関係事務を処理するために使用する情報システムにおいて管理される特定個人情報

二　次に掲げる特定個人情報に係る本人の数が 100 人を超える事態

イ　漏えいし、滅失し、又は毀損した特定個人情報

ロ　番号法第９条の規定に反して利用された個人番号を含む特定個人情報

ハ　番号法第19条の規定に反して提供された特定個人情報

三　個人番号利用事務実施者又は個人番号関係事務実施者の保有する特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を電磁的方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態となり、かつ、その特定個人情報が閲覧された事態

四　不正の目的をもって、個人番号利用事務実施者又は個人番号関係事務実施者の保有する特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を利用し、又は提供した者がいる事態

事業者用様式

平成　　年　　月　　日

個人情報保護委員会　御中

組織名
担当部署
業種
担当者
所在地
連絡先（TEL：　　）

特定個人情報の漏えい等報告について

（特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態等）

番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案について報告します。

（第一報の際に①～⑥は記載必須事項です。）

①主務大臣への報告等	【報告先の主務大臣（所管大臣）】 ☐　あり　　（行政機関名：　　） ☐　なし　　☐　不明 【報告の有無　※「あり」を選択した場合のみ記載】 ☐　報告した（報告先部署名：　　） ☐　報告していない 【個人情報取扱事業者】 ☐　該当する　　☐　該当しない　　☐　不明
②事態の類型 ※重大事態に該当する事案又はそのおそれのある事案の該当する項目を選択してください。 （複数選択可）	【重大事態（そのおそれのある事案を含む）の該当の有無】 ☐　該当する　　☐　該当しない 【※「該当する」を選択した場合のみ記載】 ☐　第一報（告示に基づく報告）　☐　確報（規則第 3 条に基づく報告）
	【重大事態（そのおそれのある事案を含む）の類型】 ☐　情報提供ネットワークシステム又は個人番号利用事務を処理する情報システムで管理される特定個人情報の漏えい等が起こった。 ☐　漏えい等した特定個人情報の本人の数が 101 人以上である。 ☐　電磁的方法によって、不特定多数の人が閲覧できる状態となった。 ☐　職員等（従業員等）が不正の目的で利用し、又は提供した。
③事態の概要 ※発覚日、判明している発生原因を含む。	
④漏えい等した情報の内容	
⑤漏えい等した特定個人情報の本人の数	（　　）人 ※ 発覚した時点で把握した概数を記載
⑥公表（予定）	【事案の公表】 ☐　あり（予定も含む）　公表（予定）　　年　　月　　日 ☐　なし　　☐　未定 【公表方法　※「あり（予定も含む）」を選択した場合のみ記載】 ☐　ＨＰに掲載　　☐　記者会見　　☐　記者クラブ等への資料配布 ☐　その他（　　）

事業者用様式

⑦本人への連絡等の状況	
⑧再発防止策等	
⑨その他	

※　第一報から記載を変更した箇所には、変更した記載に**下線**を引いてください。

別添3

事業者の皆さん
マイナンバー（個人番号）を
正しく取り扱っていますか



愛称：マイナちゃん

事業者は、行政手続などのため、従業員などのマイナンバーを取り扱います。

- 事業者は、社会保険の手続や源泉徴収票の作成などにおいて、従業員などからマイナンバーの提出を受け、書類などに記載します。
- マイナンバーを取り扱う際には、４つのルールを守りましょう！

取得・利用・提供のルール

〇個人番号の取得・利用・提供は、
　法令で決められた場合だけ
〇これ以外では、「取れない」
　「使えない」「渡せない」

保管・廃棄のルール

〇必要がある場合だけ保管
〇必要がなくなったら廃棄

委託のルール

〇委託先を「しっかり監督」
〇再委託は「許諾が必要」

安全管理措置のルール

〇漏えいなどを起こさないために
　書類やデータは「しっかり管理」

取得にあたっては

- マイナンバーを従業員などから取得する際には、本人確認（次の①②の確認）が必要です。

  ①　マイナンバーが間違っていないかの確認

  　⇒　マイナンバーが書いてある「通知カード」や「個人番号カード」で確認

  ②　身元の確認

  　⇒　顔写真が付いている「個人番号カード」又は「運転免許証」などで確認

- マイナンバーを従業員などから取得する際には、利用目的（「源泉徴収票作成」「健康保険・厚生年金保険届出」「雇用保険届出」等）を伝えましょう。

- マイナンバーを取り扱う者、取扱い手順、保管場所などを決めておきましょう。

個人情報保護委員会

万が一、マイナンバーが漏えいしてしまった場合には…

１．事業者において講ずることが望まれる措置

(1) 事業者内部における責任者への報告、被害の拡大防止
(2) 事実関係の調査、原因の究明
(3) 影響範囲の特定
(4) 再発防止策の検討・実施
(5) 影響を受ける可能性のある本人への連絡等
(6) 事実関係、再発防止策等の公表

※　マイナンバーが漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められるときは、マイナンバーの変更をお住いの市区町村に請求できることを本人に説明してください。

２．個人情報保護委員会又は業界の所管官庁への報告

①　個人情報保護委員会に報告する場合

個人情報保護委員会ウェブサイトに掲載している様式に事実関係や再発防止策等を記載し、速やかに個人情報保護委員会に郵送で報告するよう努めてください。

※　影響を受ける可能性のある本人全てに連絡した場合、外部に漏えいしていないと判断される場合等の個人情報保護委員会への報告不要の要件を全て満たす場合には、個人情報保護委員会への報告は不要です。

②　個人情報保護法に基づき所管官庁に報告する場合

所管官庁のガイドライン等に従って、報告してください。
（所管官庁から個人情報保護委員会に報告されますので、①の報告は不要です。）

特定個人情報の安全の確保に係る「重大な事態」が生じたときに、個人情報保護委員会に報告することが法令上の義務になりました。次の事態に該当する事案又はそのおそれのある事案が発覚した場合には、個人情報保護委員会に第一報をお願いします。

「重大な事態」とは…
１．漏えい・滅失・毀損又はマイナンバー法に反して利用・提供された特定個人情報に係る本人の数が100人を超える事態
２．特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を電磁的方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態となり、かつ、その特定個人情報が閲覧された事態
３．不正の目的をもって、特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を利用し、又は提供した者がいる事態　等

詳しくは個人情報保護委員会ウェブサイト(http://www.ppc.go.jp/legal/policy/rouei/)をご覧ください。

マイナンバーに関するお問い合わせは
マイナンバー総合フリーダイヤル０１２０－９５－０１７８へ

※　平日９時30分～22時　土日祝日９時30分～17時30分（年末年始を除く）
※　一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、　０５０－３８１６－９４０５（有料）におかけください。
※　個人番号カードを紛失された場合のお問い合わせについては、上記マイナンバー総合フリーダイヤルのほか、
個人番号カードコールセンター（全国共通ナビダイヤル）　0570-783-578（有料）　でも対応しています。

マイナンバーに関する最新情報（ウェブサイト）

・マイナンバー制度……内閣官房　http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html
・税分野での取扱い……国税庁　http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm
・社会保障分野での取扱い……厚生労働省　http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062603.html
・マイナンバーガイドライン……個人情報保護委員会　http://www.ppc.go.jp/index.html

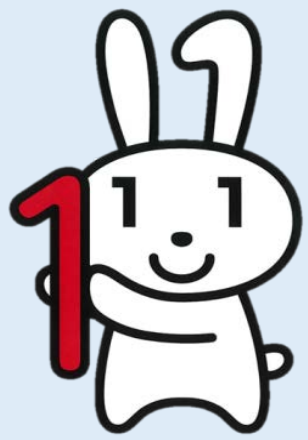

法務大臣を主務大臣とする事業者において特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について

◎考え方

民間事業者において特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合，特定個人情報保護委員会規則及び告示に基づき，個人情報保護委員会に報告する必要がある。

番号法違反の監視監督は個人情報保護委員会の所掌であるが，そのうち特定個人情報の漏えい等については，同時に個人情報保護法上の個人情報の漏えい等にも該当し，対応は，各省庁のガイドラインとも重なることとなる。このため，「法務省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」又は「債権管理回収業分野における個人情報保護に関するガイドライン」の規定に沿って，事業者を所管する局部課が漏えい等の報告を受けた場合（重大事態については，委員会への確報が法定義務とされている），局部課は秘書課長に報告し，秘書課から同委員会に報告するものとした（下図の青色矢印）。

一方で，個人情報保護法の射程外となる番号法固有の規定に関する事案については，事業者から，直接，同委員会に報告することとなる（下図の橙色矢印）。

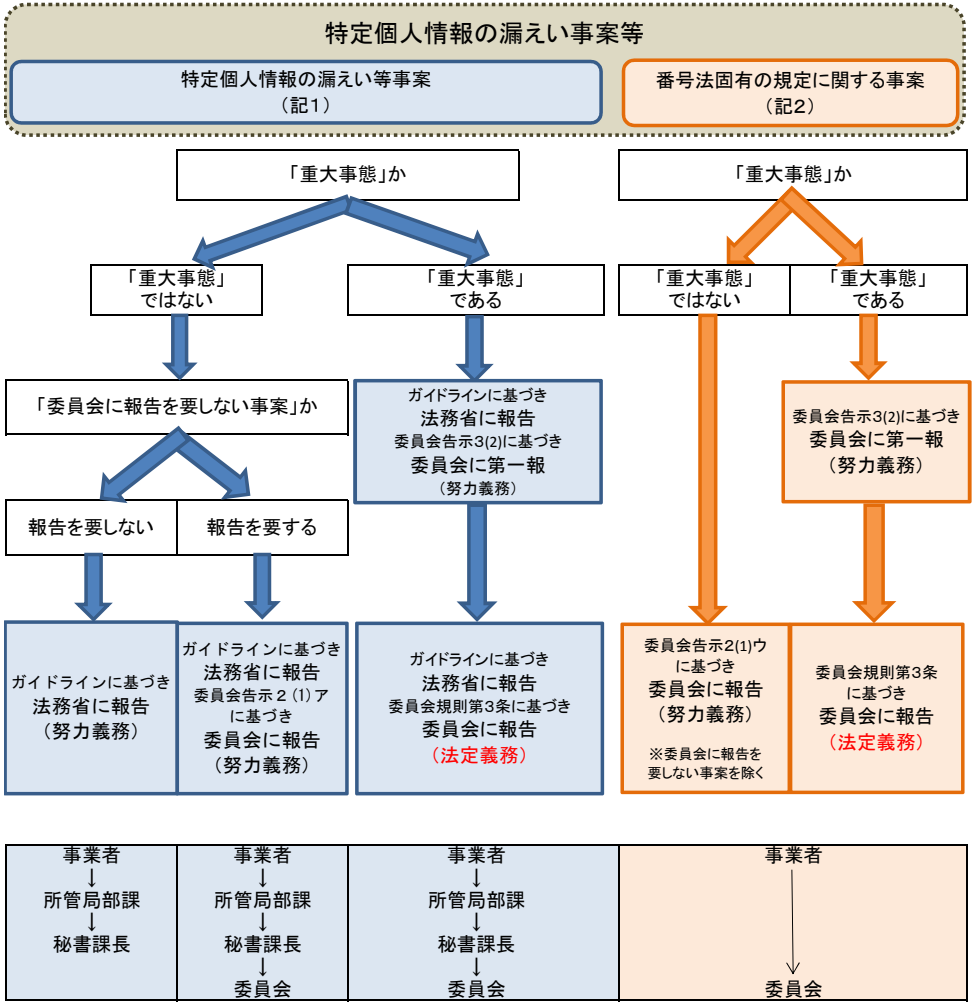

※ 「番号法固有の規定に関する事案」とは

○ 「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」に関するＱ＆Ａ
（平成２７年１２月２５日特定個人情報保護委員会ホームページより）

Ｑ２－２　「個人番号の利用制限違反など番号法固有の規定に関する事案」とは、どういう事案を指すのですか。

Ａ２－２　ここでいう「個人番号の利用制限違反など番号法固有の規定に関する事案」とは、個人情報保護法では制限されておらず、番号法のみに規定された事項に違反する又はそのおそれのある事案を指します。

具体的には、番号法によって定められた社会保障、税及び災害対策に関する特定の事務以外で個人番号を利用した場合（第９条）、番号法で限定的に明記された場合以外で特定個人情報を提供した場合（第19条）などが該当します。

※ 「重大事態」とは

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）

第２８条の４　個人番号利用事務等実施者は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態が生じたときは、委員会に報告するものとする。

○ 特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則
（平成２７年特定個人情報保護委員会規則第５号）

第２条　法第２８条の４に規定する特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態は、次に掲げる事態とする。

一　次に掲げる特定個人情報が漏えい（不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成１１年法律第１２８号）第２条第４項に規定する不正アクセス行為をいう。）による漏えいその他法第19条各号に該当しない特定個人情報の提供を含む。）し、滅失し、又は毀損した事態
　イ　情報提供ネットワークシステム及びこれに接続された電子計算機に記録された特定個人情報
　ロ　個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務を処理するために使用する情報システムにおいて管理される特定個人情報
　ハ　行政機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人が個人番号関係事務を処理するために使用する情報システム並びに行政機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人から個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者が当該個人番号関係事務を処理するために使用する情報システムにおいて管理される特定個人情報

二　次に掲げる特定個人情報に係る本人の数が100人を超える事態
　イ　漏えいし、滅失し、又は毀損した特定個人情報
　ロ　法第９条の規定に反して利用された個人番号を含む特定個人情報
　ハ　法第１９条の規定に反して提供された特定個人情報

三　個人番号利用事務実施者又は個人番号関係事務実施者の保有する特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を電磁的方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態となり、かつ、その特定個人情報が閲覧された事態

四　不正の目的をもって、個人番号利用事務実施者又は個人番号関係事務実施者の保有する特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を利用し、又は提供した者がいる事態

※ 「委員会に報告を要しない事案」とは

○ 事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について
（平成２７年特定個人情報保護委員会告示第２号）

２．本告示に基づく報告

事業者は、その取り扱う特定個人情報に関する番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案を把握した場合には、事実関係及び再発防止策等について、次のとおり報告するよう努める。

(1)　（略）

(2)　個人情報保護委員会への報告を要しない場合

個人情報取扱事業者以外の事業者にあっては、次の全てに当てはまる場合は、個人情報保護委員会への報告を要しない。

①　影響を受ける可能性のある本人全てに連絡した場合（本人への連絡が困難な場合には、本人が容易に知り得る状態に置くことを含む。）
②　外部に漏えいしていないと判断される場合
③　事実関係の調査を了し、再発防止策を決定している場合
④　「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則」（平成２７年特定個人情報保護委員会規則第５号）第２条に規定する特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態に該当しない場合